規制改革の主な取組



内閣府 規制改革推進室 令和3年12月

1. 規制改革の基本的な方向性

改革目的

■ 個々の「人」が生み出す付加価値や活躍の機会を増やす。また、そのために「人」への投資を増やす。

■ イノベーションの社会実装、付加価値の高い新製品・新サービスの実現、市場への浸透などによる、「人」が活躍する場 (フィールド)となる、新たな成長産業の創出。成長と分配の好循環の起爆剤となる経済成長の実現。

重点

点

野

スタートアップ ・イノベーション

「人」への投資

<u>医療·介護</u> ·感染症対策 地域産業活性化 (農林水産・観光等)

- モビリティ分野の環境整備 (自動運転の実装、ドローン活用)
- コンテンツの円滑な流通
- データの利活用
- フィンテック
- グリーン[※] (再エネの導入拡大)

- 教育、イノベーション人材の育成
 - (オンライン教育、大学設置基準見直し、不登校児童生徒の学習保障、リカレント教育)
- 多様な働き方の実現(テレワークの普及・促進)
- 子育で・女性活躍

- コロナ禍における喫緊の 課題への対応
- 医療DX(オンライン診療・服薬指導、

電子処方箋、プログラム医療機器、 レセプト・データ利活用)

○ 介護DX

- 地方経済を担う中小企業の活性化・生産性向上
- 農林水産、観光業を始め とした地方の産業の育成

※ グリーンについては「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において別途議論。

デジタルファースト・デジタル田園都市国家の基盤整備

基 📗 🤇

盤

- デジタル基盤の整備
 - ・ベース・レジストリの整備・連携・キャッシュレス化の推進・・5Gの普及・拡大
- 特定の技術・手段などを求める画一的・事前型から、**技術中立的、リスク・ゴールベースの柔軟な事後型**への制度見直し
 - ・ 常駐・専任規制の見直し ・押印・書面・対面規制の見直し (行政手続15,611種類のうち99%超の押印義務廃止)
 - ・ 行政手続のオンライン化・利用率引き上げ(オンライン化されていない行政手続の約98%を令和7年までにオンライン化)

1

2. 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ①全ての基盤となるデジタル改革

行政手続のオンライン化・キャッシュレス化

(これまでの取組)

- 押印を求める15,000超の手続のうち、99%超で 押印義務を廃止(今年の通常国会で48法律を一括改正)
- オンライン化されていなかった18,000超の手続のうち、 約98%について、令和7年末までにオンライン化する 方針を決定

(新たな措置)

- 支払い件数が1万件以上の手続等について、キャッシュレス化(インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等)を推進(次期通常国会に法案提出予定)
- ・地方公共団体と事業者の間の手続であって年間1万件以上の手続について、 国がプラットフォームを整備すること等によるオンライン化を横展開。

オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

手続件数が多く、国民・事業者に身近な手続について、以下の取組を実施

- ①行政サービスの改善や国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、
- ②各府省が基本計画を策定(オンライン利用率目標、行政サービス改善のための取組等を定める)
- ③PDCAを回し、利用者目線でのサービス改善(利用者からのフィードバックを随時受け入れ、基本計画を改訂)

(これまでの取組)

• 令和2年の秋に、旗艦的な28事業で取組開始。

(新たな措置)

• 令和 3 年の秋から、**年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続** (約400手続)を対象に、横展開を推進。

常駐・専任規制の見直し

常駐規制: 専任規制: 特定の技術・技能を有する者を事業所や設備等の特定の場所に必ず配置し、常時滞在を義務付ける規制 他の事業所や設備で同様の業務を兼任することを禁止又は制限する規制

(これまでの取組)

- 特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件合理 化について、技術者の兼務上限を撤廃する方向で見直し。
- ・監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者の兼務が当面 2 現場まで可能となったことを受け、業務活用現場の実態やICTの活用状況について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の在り方について検討。

(新たな措置)

- 建設業における技術者の配置・専任要件(工事現場等に技術者の配置・専任)の見直し
- サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件(日中、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する医療や介護の有資格者の常駐)の見直し
- 電気主任技術者の選任要件等(特別高圧(5万V以上)で系統連系する大規模再エネ設備へ2時間以内に到達できる「第2種電気主任技術者」の選任)の見直し 2

2. 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ②スタートアップ・イノベーション、「人」への投資

スタートアップ・イノベーション

(これまでの取組)

- プロ投資家向けの開示規制の弾力化。
- 株式型クラウドファンディングの制度上限額等の金額要件 (他の資金調達との合算要件を含む)を見直し。
- 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ。
- 高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、一定の 条件下での緩和。

(新たな措置)

- ・データ利活用に向けて、企業のキャッシュレス決済のデータ連携の促進、電力データの提供ルールの策定、GTFS-JP(標準的なバス情報フォーマット)の普及に向けた収録データの許認可申請への活用促進。
- 今後の通信高速化に向けて、欧米と日本の無線試験レポート基準を比較し、活用可能な項目を精査することで、**高速無線LAN搭載機器の開発促進を実現**。
- ・デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向け、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていないコンテンツも含めて、ニーズのあるあらゆる著作物を対象に、いわゆる拡大集中許諾制度を基にした簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現。

「人」への投資

(これまでの取組)

- オンライン授業を実施する上での制度的制約の多くを解消。 臨時休業等の非常時や不登校・病気療養児のための学習保 障として活用する制度を導入。
- 外部人材の教員への登用を促進するため、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、特別免許状教員の配置規制の撤廃及び特別免許状申請の通年化を実現。
- 働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度 を体系的に示したリカレントガイドラインの策定に向けて 検討開始。
- テレワークガイドラインを改定し、テレワークの対象業務、 対象者、導入に当たっての望ましい取組、人事評価、費用 負担、労働時間管理などに関する考え方を示し、テレワークを推進。

(新たな措置)

- オンライン授業の実施や出席取扱に係る地域差の解消を図る。希望する全ての児童生徒が1人1台端末を持ち帰れる環境整備を促進。不登校児童生徒がオンライン学習で出席扱いとなる制度の活用を促進。
- 積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、授与手続や授与基準の透明化を促進。また、任命権者ごとに学校種ごとの特別免許状教員の採用実績を公表するよう指導するとともに、数値目標を含む採用計画の公表を推奨。
- 裁量労働制について、健康・福祉確保措置等の在り方を含めて検討。労働時間制度全体についても、労使双方にとって有益な制度となるよう留意しつつ見直しの検討を行い、働き手が多様な働き方を選択できる環境整備を促進。
- 養育費の確保のための裁判手続に関するひとり親の負担軽減の観点から、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。また、配偶者からの暴力の被害者を含め、ひとり親が養育費を確保するための方策の充実に向け、関係省庁が連携して検討を行う。
- ・ **常駐・専任規制の見直し**(再掲) 建設業における技術者、サービス付き高齢者向け住宅における有資格者、電気主 任技術者の常駐・専任要件等の見直し。

2. 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ③医療・介護・感染症対策、地域産業活性化

医療·介護·感染症対策

(これまでの取組)

- 初診からのオンライン診療の実施など、新型コロナウイルス 感染症に関するオンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久 化。
- プログラム医療機器 (SaMD) の承認審査において、その特性を踏まえた審査の考え方を整理し、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討。
- 一般用医薬品の販売時間(当該店舗の開店時間の2分の1以上)の規制を廃止。

(新たな措置)

- 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境を整備するため、ワクチン・検査 パッケージに登録した飲食店やイベント事業者はもとより、登録店でない場合で あっても、医薬品卸事業者からのネットでの購入を解禁。また、OTC化を検討。
- 医療DXの基盤構築として、オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化を具体 化するなどにより、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンライン完結化。また、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換の実現を目指し、具体的目標を設定。
- 薬剤師の働き方改革等の観点を含め、**在宅(薬剤師の自宅等)での服薬指導を早期** に可能とする方向で検討。
- SaMDの承認後のアップデートについて、一定の条件の下で、独立行政法人医薬品 医療機器総合機構(PMDA)による**審査省略を含め審査の簡略化**を検討。
- 在宅で治験に参加する**DCT(分散型治験)の実現**のため、**被験者に対する治験説明や同意取得を非対面・遠隔で実施するため**の方法に関するガイダンスを策定。分散型治験実施に必要な訪問看護師確保のための方策を整理。

地域産業活性化

(これまでの取組)

- ・家庭用台所と営業用調理場の併用等が可能であることを全国 の地方自治体に周知。民泊サービスで発生するごみを家庭ご みと一緒に収集を行う運用を認める事例の周知。
- ・ 沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和を令和 4 年度 末まで再延長。また、歩行者利便増進道路制度への円滑な移 行のため手続簡素化等の措置を実施。
- ・ 農機等を装着・牽引した農耕トラクターが公道走行できる枠 組みを構築。特殊車両通行許可申請の手続を簡素化。

(新たな措置)

- 飲食店、飲食料品店、飲食料品製造業、食品販売業、理・美容業、クリーニング業 及び旅館業等を営む個人事業主の事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化。
- 高性能林業機械の導入を促進するため、公道走行を実現するための林業機械に関する保安基準等の見直し、林業事業者が林業機械を運転するための免許取得の円滑化、 大型林業機械の走行・運搬に必要な情報の公開・周知、各種申請手続・必要書類等 の積極的な情報提供を実施。

3. 支払い件数年間1万件以上の手続等のキャッシュレス化の推進

行政の手続における手数料等について、窓口・印紙による支払いのみが可能となっているものも多く、手間となっている。

【これまでの取組】

交通反則金の納付について、インターネットバンキング等による納付を、秋田県 及び島根県において試行的に開始。

【今後の改革の方向性】

- 支払い件数が1万件以上の手続等について、キャッシュレス化(インターネット バンキング、クレジットカード、口座振替等)を横展開。[可能なものから速やかに措置]
- デジタル庁からキャッシュレス化を可能とするための法案を次期通常国会に提 出予定。

<キャッシュレス化を推進する主な手続※>

| 交通反則金(警察庁) |
|-----------------|
| 登記手数料等(法務省) |
| 特許料等(特許庁) |
| 車検登録手数料等(国土交通省) |

※ いずれも年間100万件以上。

(出典: 令和3年4月27日第11回デジタルガバメントWG 「資料1 |を基に事務局作成)

4. 年間1万件以上の地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化横展開

事業者が地方公共団体に対して行う手続については、地方公共団体ごとに書式・様式等が異なることがオンライン化 の遅れと相まって事業者の大きな負担となっている。

【これまでの取組】

道路使用許可手続、火災予防分野の手続等、事業者から 要望があった手続について、手続の標準化・国によるプラット フォームの整備※等によるオンライン化の取組を開始。

※ e-Govやマイナポータル等の既存のプラットフォームの活用含む。

【今後の改革の方向性】

地方公共団体と事業者の間の手続であって年間 1 万件以 上の手続について、取組を横展開。[可能なものから順次措置]

<地方公共団体と事業者の手続に係る取組検討状況>

| へら カストロ 下し 子来 ロップ かんに かられから | 703/1/10/ |
|--|------------------|
| 事業者から地方公共団体への手続 (年間1万件以上) | 236 |
| 「オンライン利用率を大胆に引上げる取組 の対象手続 [※] ※ 詳細は次 | 1()1 |
| 対象手続 | 135 |
| 国がプラットフォームを整備する手続 | 46 |
| 国がプラットフォームを整備する以外の 方法でオンライン化等に取り組む手続 | 10 |
| オンライン化に向けたスケジュール等の検診 求める手続等 | ^{寸を} 79 |

(出典:令和3年11月30日第5回デジタルWG「資料8-1」の集計表を基に事務局作成)5

5. 年間手続件数10万件以上の手続のオンライン利用率引上げの横展開

- オンライン化されていても、使い勝手が悪いために実際のオンライン利用が少ない手続も多いことから、手続件数が多く、 国民・事業者に身近な手続について、以下の取組を実施。 <年間手続件数10万件以上の手続に係る取組状況>
- ① 行政サービスの改善や、国民の満足度を図る「成果 指標」として「オンライン利用率」を位置付け
- ② 各府省が基本計画を策定(オンライン利用率目標、 行政サービス改善のための取組等を定める)
- ③ **PDCAを回し、利用者目線でのサービス改善**(利用者からのフィードバックを随時受け入れ、基本計画を改訂)

| 玉 | 民 | ・事業者から行政への手続(年間10万件以上) | 439 |
|---|-------------------|---|---------------|
| | 艮 | 死にオンライン利用率が100%の手続等 | 50 |
| | 1 <u>₹</u> | 生質上オンライン化不可の手続 | 24 |
| | ٦ | オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」の対象手続 | 365 |
| | | 令和2年秋から先行して取組を開始した手続 [※] ※ 令和3年秋に既存の事業を拡充したもの含む | 106 (28事業) |
| | | 令和3年秋から新たに取組を開始した手続 | 135 (63事業) |
| | | オンライン化に向けたスケジュール等の検討を求める手続等 | 124 |

(出典:令和3年10月25日第3回デジタルWG「資料5-1] 及び各府省策定の「基本計画」を基に事務局作成

【これまでの取組】

○ 令和2年秋、旗艦的な28事業で取組開始。

<主な事業の例>

国税申告•納付手続(財務省)

厚生年金保険関連手続(厚生労働省)

商業,法人登記関連手続(法務省)

【今後の改革の方向性】

年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続を 対象に、横展開を推進。 「令和3年秋より]

<主な事業の例>

戸籍謄抄本の請求手続(法務省) 労働基準法関連手続(厚生労働省) 特許出願等手続(経済産業省)

6

6. 建設業における技術者の配置・専任要件の見直し

【現状と課題】

○ 建設業は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっているが、現在、建設業法に基づき、<u>工</u> 事現場や営業所ごとに一定の資格を有する技術者 の配置・専任が義務付けられている。

<技術者の配置・専任(概要)>

| | 配置•専任 | 役 割 |
|------------------|--|---------------------|
| 主任 技術者 | 各工事現場に配置 [※] ※ 請負金額3,500万円 (建築一式は7,000万円) 以上は専任。 | 工事の施工技術管理 |
| 監理 技術者 | 一定規模*以上の工事 現場に専任 ※ 請負金額4,000万円 (建築一式は7,000万円)。 | 同上 (元請としての管理) |
| 営業所 専任 技術者 | 営業所ごとに専任 | 技術的観点から契約内容の確認、履行確保 |

(出典:令和3年11月5日第3回経済活性化WG「資料2」を基に規制改革推進室作成)

【今後の改革の方向性】

○「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の 多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、 工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術 者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用 を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も 踏まえ、必要な見直しを行う。

[令和4年春を目途に結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置]

○ 昨今のデジタル技術の利活用の進展を踏まえて、技術者をどのように配置すべきかなどの配置・兼務に係る 考え方及び営業所専任技術者等の一定の条件下での テレワークによる職務従事が常勤・専任の要件を欠くも のではないことを明確化し、周知。

[令和3年措置]

【具体的な論点】

- 技術者の配置・専任に関する金額要件の見直し
- ・監理技術者の現場兼務可能数の上限緩和(現状は2現場まで兼務可能)
- ・営業所専任技術者が工事現場における技術者を兼 務する場合の要件の緩和 等

7. サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件の見直し

【現状と課題】

- 高齢単身者や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、介護・ 医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅の 確保が重要。
- 平成23年に、高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法) が改正され、**高齢者向けの賃貸住宅** 又は有料老人ホームにおいて、高齢者を支援する福祉サー ビスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度 を創設。(令和元年度までの累計登録件数は7,600件)
- 安否確認と生活相談サービスの提供が必須で、医療・介護 の有資格者が日中、建物に常駐し、これらのサービスを提供 することとなっているが、**近年、有資格者の不足等が課題**に。

くサービス付き高齢者向け住宅の概要>

| 施設基準の概要 | ・床面積は原則25㎡以上・台所、水洗、便所、収納設備、洗面設備、 浴室を備えたものであること・バリアフリー構造 |
|-----------|---|
| 必須サービス | 安否確認などの「状況把握サービス」様々な助言を行う「生活相談サービス」 |
| その他のサービス例 | ・食事の提供、入浴支援・清掃・洗濯等の家事援助 |

(出典:一般社団法人高齢者住宅協会HPを基に規制改革推進室作成)

【今後の改革の方向性】

原則として、夜間を除き、**状況把握サービス及** び生活相談サービスに従事する有資格者に課さ れた常駐要件について、入居者の安全・安心及 び居住の安定を十分確保することを前提としつつ、 デジタル技術活用などを踏まえた見直しの検討 を行い、必要な措置を講ずる.

「令和3年度検討開始、

結論を得次第速やかに措置1

■常駐する者の資格

(n=7,914)

| | 実数 | 割合 |
|---------|-------|-------|
| 医師 | 53 | 0.7% |
| 看護師 | 1,963 | 24.8% |
| 准看護師 | 1,458 | 18.4% |
| 介護福祉士 | 5,502 | 69.5% |
| 社会福祉士 | 507 | 6.4% |
| 介護支援専門員 | 1,525 | 19.3% |
| 養成研修修了者 | 5,342 | 67.5% |
| 上記以外の職員 | 4,427 | 55.9% |

■常駐する人員

(n=7,914)

| | 実数 | 割合 |
|------------------|-------|-------|
| 日中・日中以外とも常駐*1 | 5,950 | 75.2% |
| 日中常駐・日中以外は常駐なし*2 | 1,964 | 24.8% |

^{※1:「}日中」時間帯が24時間若しくは「日中以外」時間帯の常駐者に人数の記載が

^{※2:「}日中以外」時間帯の常駐者に人数の記載がないものを「日中以外は常駐なし」

8. **電気主任技術者の選任要件等の見直し**(第2種電気主任技術者に係る「2時間以内ルール」の緩和)

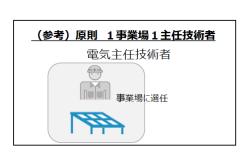
【現状と課題】

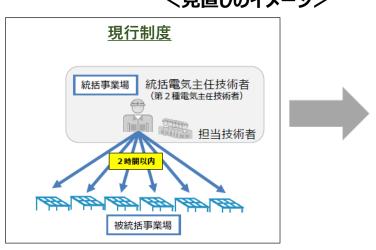
- 特別高圧(5万V以上)の電気工作物を設置する場合、設置場所へ2時間以内に到着できる「第2種電気 主任技術者」の選任※が求められている。
- 今後、大規模な再工不設備は、山間部や僻地で開発される可能性が高く、特に地方において「第2種電気主任技術者」の人材不足が懸念。
 - ※ 現行制度では、「1電気工作物1主任技術者選任」が原則ではあるものの、第2種電気主任技術者が担当技術者(第3種電気主任技術者、電気工事士等)を選任した上で、2時間以内に当該電気工作物の設置場所に到達できる体制を構築すれば、1人の第2種電気主任技術者が最大6か所まで監督することが可能。

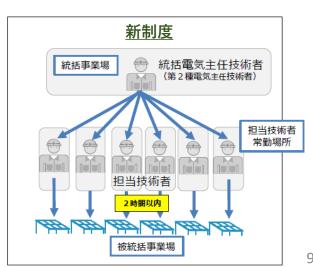
【今後の改革の方向性】

○ 統括する第2種電気主任技術者がスマート保安技術を活用して確実な指揮監督を行うことを前提として、2時間以内に同設備に到達できる者を担当技術者とする組織形態も可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 「令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置」

く見直しのイメージ>







(出典:令和3年12月10日 第26回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会「資料1」を一部改変)

9. デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた新たな制度の実現

【現行制度上の問題点】

<デジタル化によるコンテンツ流通環境の変化>

- 制作・配信コストの低減により、流通量が増大、質も多様化。
- 円滑な利用許諾のための手続の用意がない中、権利処理に要する取引コストの高さが利用の制約要因に。

コンテンツの利用円滑化と 権利者への適切な対価還元の両立が課題



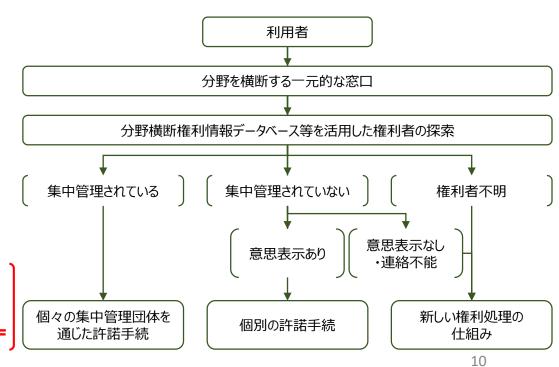
【今後の改革の方向性】

<u>簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を</u> デジタルで一元的に完結する形で実現

- いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、 分野を横断する一元的な窓口組織による 新しい権利処理の仕組みの実現。
- 分野横断権利情報データベースの構築。
- 集中管理の促進。
- 現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善(手続の迅速化・簡素化)。
- UGC (いわゆる「アマチュア」クリエイターの創作物)等の デジタルコンテンツの利用促進。

令和4年度実施

- ○具体的な措置を検討、所用の措置を講ずる。
- ○文化庁・内閣府・経済産業省・総務省・デジタル庁



10. データ利活用に向けた新たなルールの策定、許認可申請への活用促進

電力データの利活用促進に向けた環境整備

【現状と課題】

- 電力データとは、30分ごとの電力使用量等を計測し、 遠隔でその情報を取得することが可能なスマートメーター によって取得される電力使用量などのデータ。
- 令和3年3月時点で、全国約85%の世帯(6,917 万台)に設置済み。既に東電エリアでは100%の設置が 完了し、令和6年度までに全国での設置が完了予定。
- 令和2年6月の電気事業法改正により、一定のルー ルの下、電気事業者以外の事業者も含めて、電力デー (出典:日本電気計量器検定所HP) 夕の活用を可能に。 [令和4年4月施行]

<スマートメーター**>**



【今後の改革の方向性】

電気事業法の改正内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、 電力データを利活用したい事業者等による取組を着実に進め るための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保 護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリ ティの観点に留意しながら検討を行う。

[令和4年上期措置]

く先行事例:電力データ×運輸>

株式会社JDSC(東大発AI企業)、佐川急便株式会社、東大、 横須賀市、グリッドデータバンクラボが共同で、電力データを活用し て、在宅予測・判定を実施。実証実験の結果、不在配達率を約 20%改善。

(出典:令和3年9月17日第1回経済活性化WG「資料2」)

|MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFS-JPの普及・促進

【現状と課題】

- 路線網が複雑で路線の改廃・ダイヤ改正も多い路線バスの情報が、経路検索サービ スに掲載されるようになれば、移動者の利便性向上につながる。
- 他のバス事業者の路線、鉄道等のバス以外の交通手段も併せたシームレスな案内を 可能とするためには、停留所、路線、時刻表などの情報を受渡しするための共通フォー マットの利用が必須であるが、バス事業において、その普及は必ずしも進んでいない。
- 国土交通省は、バス事業に係る許認可申請のオンライン化に取り組んでいるところ、 GTFS-JP (General Transit Feed Specification Japan:「標準的なバス 情報フォーマット」)の許認可申請への活用が期待されている。
- GTFS-JPの許認可申請への活用が可能になれば、バス事業者の申請の負担が軽 減されるため、GTFS-JPの導入インセンティブにもなり、ひいては、地域住民や旅行者 の移動の利便性向上につながるMaaSの推進にも寄与。

【今後の方向性】

- 令和7年までにオンライン化に取り組むことを前提に、バス 事業者の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の 簡素化(BPR)を実現するために、 GTFS-JPを許認可 申請に活用できるかの観点も含めて検討し、工程表を定め る。 「令和3年度措置]
- GTFS-JPの果たす役割が大きいことに鑑み、GTFS-JPの 普及が進んでいる地域における取組などから得られる知見 について、MaaS推進も見据え、引き続き地方公共団体や **バス事業者に広く周知**する。

[令和4年度措置]

11. オンライン授業のメリットを最大限享受するための制度・環境整備

【現状と課題】

オンライン授業の実施を妨げる制度的制約を解消したにもかかわらず、実際の利用が進まない環境が残されている。 <オンライン授業に関する現状>

| 初等中等 | 穿教育 | <u>大</u> 等 | <u> </u> |
|----------------------------------|---------------------------------|------------------------|----------|
| 1人1台端末を いつでも持ち帰れる学校 | 26.1% | オンライン授業の 卒業単位への算入上限 | 60単位以内 |
| 夏季休業延長で オンライン授業を実施した学校 | 31.2% | 最低限必要な施設の規定 | 対面授業が前提 |
| 非常時の学習保障としての オンライン授業の指導要録上の扱い | 地域や学校によりバラバラ (出席又は出席停止) | | |
| オンライン学習で出席扱いになった 不登校児童生徒 | 1.3% | | |
| オンラインでの スクールカウンセラーへの相談 | 臨時休業中の措置として のみ通知 | | |
| スクールロイヤーへの相談 | オンライン化は可能だが、利益相反 への不安等から人材不足 | | |

(出典:文部科学省所管法令・調査等より規制改革推進室作成)

【今後の改革の方向性】

- ① 全ての学校で希望する児童生徒が1人1台端末を持ち帰れる 環境を整備する。
- ② オンライン授業の実施状況や出席取扱の地域差を解消 する。
- ③ 希望する不登校児童生徒がオンラインを活用した学習評価を利用できる 環境を整備する。
- ④ スクールカウンセラーによるオンライン相談 が 平時でも活用可能であることを明確化 する通知を発出する。
- ⑤ スクールロイヤーと教育委員会との間で共通理解を図るべき事項の明確化等の措置を検討・周知 する。
- ⑥ 大学の授業で学びの多様化の反映や技術革新の成果の迅速な活用ができるよう、

オンライン授業の算入上限やフィジカルな施設設置要件を 削除 の可否を含め見直す。

12

[①、②、④、⑤、⑥:令和3年度措置 ③:令和3年度検討開始、結論得次第速やかに措置]

12. 特別免許状等多様な外部人材の教員等への登用拡大

【現状と課題】

- 特別免許状は、教員免許授与総数の0.11%にとどまっており、**活用が全く進んでいない**。
- 特に教員不足が深刻な小学校では0.05%(年間16件)であり、不足する教員を外部人材の正規雇用による採用によらず非正規雇用の臨時免許状教員で補っている実態。
- 英語・看護(高等学校)以外の教科での発行がほぼ行われず、教員が不足している教科の授業は当該<u>教科の免許を持</u> たない教員が代理で行っている実態。
- スクールロイヤーは、現行制度では誰の利益を保護するか不明確なため、こどもの利益をかなえようとする場合の利益相反行 為への不安がある状態。

| <教育職員免許状制度の概要> | 普通免許状 | 特別免許状 | 臨時免許状 |
|-------------------|--------------------|----------|-----------|
| 発行割合(令和元年) | 95.4% | 0.1% | 4.5% |
| 取得方法 | 教職課程の履修 都道府県による試験等 | | による試験等 |
| 身分 | 教諭(正規雇用) | | 助教諭(有期雇用) |
| 指導できる科目(小学校) | 全科目 | 指定された1科目 | 全科目 |
| 指導できる科目(中学校、高等学校) | 指定された1科目 | | |

(出典:文部科学省所管法令・調査等より規制改革推進室作成)

【今後の改革の方向性】 [①~③:令和3年度検討開始、結論得次第速やかに措置]

- ① 教育の質を向上する ために特別免許状の活用を促進。都道府県教委に特別免許状教員の 採用実績を
- ② 公表 させ、 数値目標を含む採用計画の公表 を推奨する。
- ③ 小学校 の特別免許状は、普通免許状と同等の全教科 で授与できるようにする。
- ④ 中学校・高等学校 で授業科目の免許状を持った教員による指導が行われるよう、

教員が不足している教科での特別免許状教員の採用 を進める。

13. 裁量労働制の在り方検討、労働時間制度の見直し

【現状と課題】

<労働時間制度の概要>

| 労働時間制度の原則 | ・法定労働時間は1日8時間、週40時間・以下の各制度は、表に記載の場合又は対象者について、所定の手続を経て適用される |
|---------------|--|
| 変形労働時間制 | 交替制勤務の場合や、季節等によって業務に繁閑の差がある場合 (適用労働者の割合 39.4%) |
| フレックスタイム制 | 協定した労働時間の範囲内で、始業・終業時刻を労働者に 委ねる場合 (同 9.5%) |
| 事業場外みなし労働時間制 | 労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合で、労働時間を算定しがたいとき (同 6.7%) |
| 専門業務型裁量労働制 | 新商品や新技術の研究開発、情報処理システムの設計、 コピーライター、新聞記者等の業務に従事する者 (同 1.2%) |
| 企画業務型裁量労働制 | 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の 業務に従事する者 (同 0.3%) |
| | 金融商品の開発、ファンドマネージャー、トレーダー、ディーラー、 |
| 高度プロフェッショナル制度 | 証券アナリスト、コンサルタント、新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務に従事する者 (同 0.0%) |

(出典: 令和3年12月1日第7回子育で教育・働き方WG厚牛労働省資料を基に規制改革推進室作成)

<制度の課題と論点>

○ 裁量労働制

時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度であるが、対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等が、制度の趣旨にかなうものとなっているか、疑問が示されている。

健康・福祉確保措置や労使コミュニケーションの在り方など が論点となっている。

○ 労働時間制度全体

労働者の健康を確保して柔軟な働き方を実現する観点から、裁量労働制だけでなく、労働時間制度全体について、労 使双方にとって有益な制度となるよう見直しを検討する必要 がある。

各制度を含む労働時間制度全体の在り方が論点となっている。

【今後の改革の方向性】

裁量労働制について、健康・福祉確保措置等の在り方を含めて検討を進めるとともに、 労働時間制度全体についても、労使双方にとって有益な制度となるよう留意しつつ見直しの検討を行い、 働き手がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる環境整備を促進する。

14. 養育費の確保のための裁判手続に関する制度の見直し

【子どもの貧困の現状と課題】

| 貧困率 | |
|------------|-------|
| 子どもがいる現役世帯 | 12.6% |
| うち大人が一人の世帯 | 48.1% |

| (出典:令和元年国民生活基礎調査 | (出典 | 令和元年国民生 | -活基礎調査) |
|------------------|-----|---------|---------|
|------------------|-----|---------|---------|

| 養育費の取り決めをしている割合 | | |
|-----------------|-------|--|
| 母子世帯の母 | 42.9% | |
| 父子世帯の父 | 20.8% | |

| (出典: | 平成28年度全国ひとり親世帯等調査 |
|------|-------------------|
| | |

| 養育費を現在も受けている割合 | | |
|----------------|-------|--|
| 母子世帯 | 24.3% | |
| 父子世帯 | 3.2% | |

(出典:平成28年度全国ひどり親世帯等調査)

【法制審議会(家族法制部会)における裁判手続に関する論点の例】

- 家事審判の申立て
 - ・子の監護に関する家庭裁判所の手続では、**家庭裁判所が、直接又は間接に住民基本台帳ネットワークを活用して相手方の住 所地を探知する**こととして、**申立人は、相手方の過去の一定時点における住所地のみ特定すれば足りる**こととしてはどうか。
- 養育費の回収
 - ・ 民事執行手続における第三者からの情報取得手続について、養育費に関するものに限っては、債権者による<u>簡易な1回の申立て</u> によって、義務者の給与債権や所有不動産に係る情報及びマイナンバーと紐付けられた全ての預貯金債権等に係る情報を、法 律で定める方法により一括で把握・取得することができることとしてはどうか。
 - ・ 養育費に関する民事執行手続においては、特例的に、上記の手続によって把握した義務者の債権等について、権利者の手続的 負担を軽減した方法による差押えをすることができることとしてはどうか。

【今後の改革の方向性】

ひとり親の負担軽減の観点から、[令和5年の通常国会における法案提出を目途]に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。

15. 新型コロナ抗原定性検査キットの利用環境整備

【現状と課題】

く経緯>

抗原定性検査キットなど「体外診断薬」は医療機関のみで利用可能 (一般向け販売不可)。



医療機関と提携した事業者の購入、職場での検査を解禁(本年6月) *1

※1 「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」 (令和3年6月25日付厚生労働省コロナ本部・内閣官房コロナ室事務連絡)



薬局での購入が解禁(本年9月、コロナ特例)※2。 ただし、薬剤師の対面指導等の要件有。

※2 薬局での販売が可能とされた(薬剤師による対面指導必要)。 「体調が気になる方」の利用が想定され、無症状者の利用は「推奨されない」。



- ・経済対策(11月19日)において、抗原定性検査キットの活用の推進、キットを円滑に利用できる検査の環境整備について記載。
- ・薬局における陳列・広告が解禁(11月19日)。

く課題>

- ・質の担保されていない薬機法未承認品の流通への対応
- ・飲食店、イベントにおける抗原定性検査キットの利用円滑化
- ・OTC化を通じた一般の方などによる利用円滑化
- ・無症状者のキット利用が基本的に問題ないことの周知、薬局からキット を購入する際の署名

新型コロナ抗原定性検査キットの特徴

- ・迅速な検査が可能(15~30分)。他方で、ウィルス量の少ない検体(例えば、感染後10日前後を経過した検体)について偽陰性が多いのではないかといった懸念も存在。
- ・イベント会場等でのキットの利用により経済との両立を実現することを期待する声もある。

【今後の改革の方向性】

① <u>薬機法未承認の抗原定性検査キット</u>について、薬局、ドラッグストア等に対して、<u>販売自粛を求めることを含め</u> 対応を早急に検討。

[令和3年内検討開始、結論を得次第速やかに措置]

②ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者について、キットを医薬品卸事業者からネット販売を通じて入手できることを明確化(職場についても同様の対応を検討)。パッケージ登録外の飲食店やイベント事業者についても一定の要件の下、同様の取扱いを行う方向で検討。

[令和3年内検討開始、結論を得次第速やかに措置]

- ③新型コロナ感染症への緊急対応として、キットのOTC化 を検討。 [令和3年内を目処に検討開始、
 - 結論を得次第速やかに措置]
- ④無症状者がセルフチェックの目的でキットを検査の特性等を理解した上で利用可能なことを明確化し、周知。

「令和3年度内に措置]

 (5) 薬局からキットを購入する者に対する書面への署名の廃止を含め検討。
 16

[令和3年内検討開始、結論を得次第速やかに措置]

16. 医療DX(オンライン診療・服薬指導、電子処方箋)の基盤構築

◎診療から処方箋薬受取まで自宅で完結

| | | 現状 | コロナ特例 | 今後(中間取りまとめ等) |
|-----------|----------------------|---|-------------------------|---|
| オンライン診療 | 基本的考え方 (対面診療との関係) | 同一医師が対面と オンラインを組み合わせる | 制限なし | ・対面とオンラインとは同一医師でなくともよい ・疾患等によっては結果的にオンラインのみで診療完結も可能 |
| | 対象疾患 | 急病急変患者は原則不可 ※別途、診療報酬上、高血圧、糖尿病等の 生活習慣病等、一部の疾患に限定 | 制限なし | 症状が軽い患者は必ずしも急病急変患者に該当しないことを明確化 |
| | 初診 | 原則、オンライン診療不可 | 制限なし | 以下の場合にオンライン初診が可能 ①かかりつけの医師※1 ②医学的情報を把握し医師が可能と判断した場合 ③診療前相談※2を行い医師と患者が合意した場合 ※1最後の診療からの期間や定期的な受診の有無によって一律に制限するものではない ※2 先だってチャット・メール等で情報収集可 |
| | その他(手続) | 診療計画を定める | 制限なし | 診療録への記載で可、内容を口頭で伝達可能と明確化 |
| 電子処方箋 | 紙から電子への移行 目標(KPI) | 設定なし | | <u>迅速・全面的な紙から電子への転換に向けたKPIを設定</u> |
| | 医師の資格確認手法 | HPKIのみ (普及率:医師 5 %強) | | HPKI以外に組織認証、クラウド署名など幅広く検討(年度内) |
| | 電子処方箋システム | 電子署名の取扱い未確定 (R5年度1月運用開始) | | HPKI以外の資格確認に広く対応 |
| オンライン服薬指導 | 基本的考え方 (対面指導との関係) | 同一薬剤師が対面と オンラインを組み合わせる | 薬剤師がオンラインで可 能と判断した場合 | <u>患者の求めに応じ薬剤師の責任と判断で対面・オンラインのいずれ</u> <u>でも可</u> |
| | 対象薬剤 | 対面で指導を行った薬剤と 同一か準じる薬剤 | 制限なし | <u>制限なし</u> |
| | 対応薬剤師 | 原則指導歴のある薬剤師 | 制限なし | <u>制限なし</u> |
| | 処方箋持参の要否 | 原本(持参・郵送) | ファックス・メールで 送信可能 | <u>ファックス・メールで送信可能</u> |
| | その他 (服薬指導の場所) | 調剤を行った薬局内 | 調剤を行った薬局内 | 薬局外(薬剤師在宅等)でオンライ指導を早期に可能とする方向で 検討 |
| | | | | 47 |

17. DCT(分散型治験)の実現のための環境整備

被検者の来院・入院に依存せず、在宅等で治験に参加するDCT(Decentralized Clinical Trial:分散型治験)の実現により、被検者の治験参加負担軽減や、地理的遠隔地に居住する希少疾患患者の治験参加を可能とすることを通じて、医薬品開発速度を速める効果が期待される。

また、世界的にDCT普及が進むなかで日本でのDCT普及が進まない状況が続くと、国際共同治験参加への障壁となり、他国に比べ新薬の導入等が遅れるリスクが生じ得る。

現行制度上の問題点

- 非対面・遠隔で被検者への治験説明・同意取得 を行うにあたって、デジタル化に対応したルールが明 確化されていない。
- 治験実施医療機関以外から被検者に治験薬を 授与・配送することを想定したルールとなっていない。
- 医療機関の人手が限られる中、DCT実施のため に看護師を被検者宅に訪問させる負担が大きく、 訪問看護師の確保が困難。
- コロナ渦で特例的・臨時的にメールによる治験届 出が認められたものの、事後的に紙・電子媒体で の原本提出が求められ対応負担が大きい。

今後の改革の方向性および実施時期

• 治験説明や同意取得を非対面・遠隔で実施する ための適切な方法やデータ信頼性確保等に関す るガイダンスを策定。

[令和4年度措置]

• 治験依頼者からの被検者への治験薬の直接配 送に関して、海外での取扱い状況等を調査のうえ、 実施の可否を検討する。

[令和4年度検討·措置]

• DCT実施に必要な訪問看護師確保のための方 策を整理し、必要な措置を講ずる。

[令和4年度上期措置]

• DCTを含む治験届出について、令和4年度に予定されるオンライン化に先立ち、紙・電子媒体での提出の不要化を検討し、必要な措置を講ずる。

[令和3年度検討開始、 令和4年度頃目途措置]

18

18. 高性能林業機械の導入促進に向けた制度の見直し

【現状と課題】

- 国内の森林資源は本格的な利用期にあるが、 原木の生産・流通コストが高く、生産現場での生産性向上が課題。
- 国内の林業機械はクローラ型(キャタピラ型)が 太宗であり、高い生産性が期待できるホイール型 林業機械は、保安基準に適合しない等の理由で 公道走行ができないなどの課題があり、導入実績 はわずか。

くクローラ型 (キャタピラ型) の林業機械>



【今後の方向性】

○ ホイール型林業機械の公道走行を実現し、林業の生産性を向上させるため、海外実績の調査や国内での使用形態の整理、道路運送車両法体系への位置づけの検討、保安基準等の見直しを行う。

[令和4年度以降可能なものから順次措置 (工程表の作成については令和3年度措置)]



<ホイール型の林業機械>



(出典:令和3年11月26日第3回農林水産ワーキンググループ「資料2-1 農林水産省御提出資料」)